

佐賀中部広域連合

(1) 経緯

本広域連合は、佐賀市、多久市、小城市、神崎市及び神埼郡吉野ヶ里町により構成され、介護保険事務、消防事務及び広域行政に係る調査研究事務の3事務を行っています。

その沿革は、介護保険事務を共同処理するために、平成11年2月に当時の佐賀市、多久市、佐賀郡6町、神埼郡6町村及び小城郡4町の18市町村によって本広域連合が設立されました。

平成15年4月からは、佐賀地区広域市町村圏組合との統合により、当時の佐賀市、多久市、佐賀郡及び小城郡の消防事務及び佐賀市、多久市、佐賀郡、小城郡及び神埼郡（三田川町及び東脊振村を除く。）のふるさと市町村圏事務を本広域連合で行うこととなりました。

平成22年4月からは、ふるさと市町村圏事務を廃止しましたが、その発展として現在の4市1町による広域行政の推進に係る調査研究事務に取り組むこととしました。

平成25年4月からは、神埼地区消防事務組合との統合により、消防事務についても4市1町によるものとなりました。

(2) 佐賀中部広域連合の概要

① 構成団体（4市1町）

佐賀市、多久市、小城市、神崎市、吉野ヶ里町

② 主な業務内容

ア 介護認定審査会の設置及び運営に関すること。

イ 介護保険に係る次の事務に関すること。

i 被保険者の資格管理に関すること。

ii 要介護認定及び要支援認定に関すること。

iii 保険給付に関すること。

iv 介護保険事業計画の作成に関すること。

v 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。

vi 保健福祉事業に関すること。

ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業者（介護保険施設を除く。）等に対する権限のうち、佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）第2条の規定により広域連合が処理することとされる事務に関すること。

エ 介護保険制度の施行に関すること。

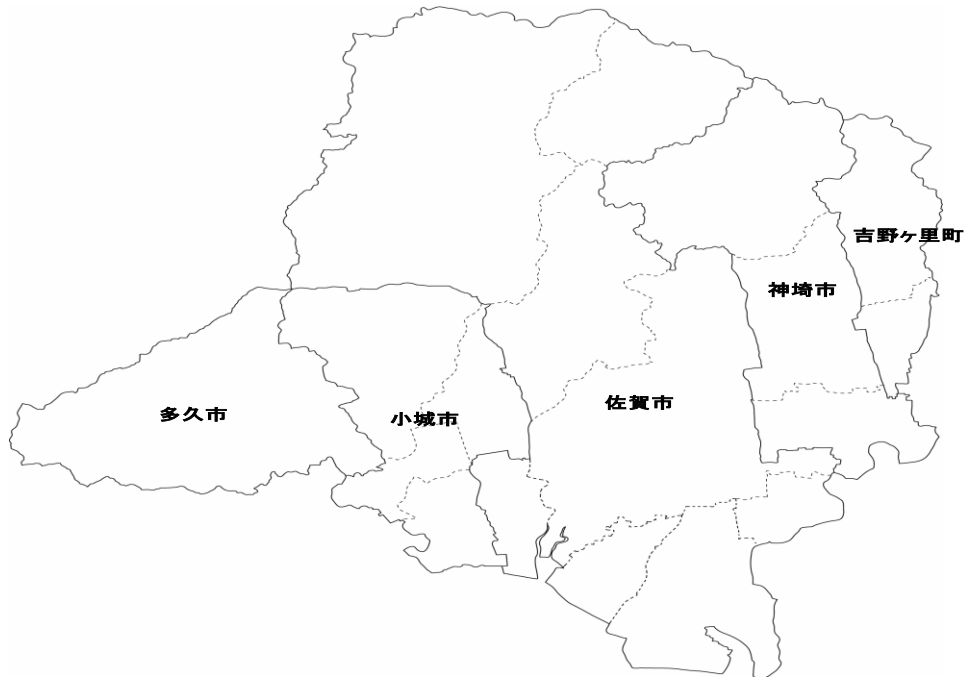
オ 障がい支援区分認定審査会（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する市町村審査会をいう。）の設置及び運営に関すること。

カ 消防事務（消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置及び維持管理に関する事務を除く。）に関すること。

キ 広域的な各種施設の建設等に係る調査研究に関すること。

ク 前号に掲げるもののほか、広域行政の推進に係る調査研究に関すること。

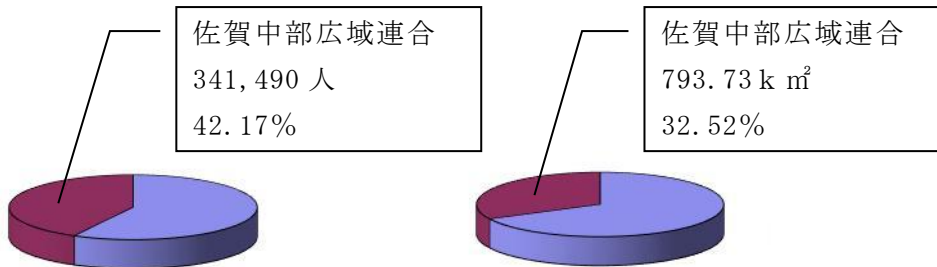
佐賀中部広域連合（5市町）



基本指数（令和2年4月1日現在）

人口（人）

面積（km²）



③ 所在地

ア 佐賀中部広域連合事務局
（介護保険業務及び広域行政業務）

佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商工ビル5階

イ 佐賀広域消防局
（消防業務）

佐賀市兵庫北三丁目5番1号

④ 組織

佐賀中部広域連合組織図

令和2年4月1日現在

(議会)

広域連合議会

議会事務局

事務局及び消防局総務課職員
佐賀市議会事務局職員 兼務

(執行機関)

※総務課長及び業務課長は兼務
※認定審査課長及び給付課長は兼務
※総務課広域係は行財政係で兼務
※障がい認定係は認定第1係の一部で兼務

事務局			
事務局長			
課等	定員	係等	定員
総務課	6	庶務係	3
		行財政係	2
		広域係	2
認定審査課	14	認定調整係	5
		介護認定第1係	3
		介護認定第2係	4
		障がい認定係	3
給付課	13	給付係	4
		指導係	5
		包括支援係	4
業務課	9	業務係	3
		賦課収納係	5

広域連合長

副広域連合長

首長選出4名
副首長選出1名

佐賀広域消防局			
消防局長			
消防局副局長 (兼総務課長、兼消防課長) 2名			
課等	定員	係等	定員
総務課	14	総務係	4
		人事係	5
		経理係	4
予防課	13	査察係	4
		予防建築係	3
		危険物係	4
消防課	8	救急防災係	4
		消防救助係	3
通信指令課	24	通信指令室	22
佐賀消防署	124	西分署	20
		中央出張所	10
		東分署	20
多久消防署	38		
南部消防署	48	久保田出張所	10
北部消防署	47	富士出張所	10
小城消防署	57	北分署	20
神埼消防署	59	三脊出張所	10
		吉野ヶ里出張所	10

会計部門 (佐賀市職員兼務)	
会計管理者	
出納室	

監査委員

監査事務局

佐賀市職員兼務

選挙管理委員会

常設置の事務局なし

(3) 業務の概要

① 介護保険業務

ア 要介護・要支援認定状況

○ 要介護（要支援）認定者数（令和2年3月末現在）

単位：人

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	3,347	3,565	4,832	2,426	2,322	1,537	1,140	19,169
第2号被保険者	39	52	87	50	38	30	18	314
総数	3,386	3,617	4,919	2,476	2,360	1,567	1,158	19,483

イ 被保険者の状況

○ 第1号被保険者数（令和2年3月末現在）

年齢区分	人数（人）	構成率
65歳以上75歳未満	48,112	49.01%
75歳以上	50,060	50.99%
計	98,172	100.00%

○ 徴収区分別被保険者数（令和2年4月賦課分）

徴収区分	人数（人）	構成率
特別徴収	91,565	93.27%
普通徴収	6,609	6.73%
計	98,174	100.00%

ウ 保険給付の状況

○ 令和元年度保険給付費執行状況

(単位：円)

介護給付費	令和元年度	1月当たり	平成30年度	伸率
	給付費累計①	平均給付費	給付費累計②	①/②
居宅介護サービス給付費	10,490,880,377	874,240,031	10,285,828,134	102.0%
特例居宅介護サービス給付費	463,050	38,588	430,893	107.5%
地域密着型介護サービス給付費	5,246,901,143	437,241,762	5,135,299,742	102.2%
施設介護サービス給付費	8,466,542,139	705,545,178	8,178,837,343	103.5%
居宅介護福祉用具購入費	17,577,163	1,464,764	19,233,273	91.4%
居宅介護住宅改修費	30,507,275	2,542,273	33,101,750	92.2%
居宅介護サービス計画給付費	1,061,021,626	88,418,469	1,066,998,046	99.4%
介護サービス等諸費①	25,313,892,773	2,109,491,064	24,719,729,181	102.4%
介護予防サービス給付費	948,053,935	79,004,495	891,155,022	106.4%
特例介護予防サービス給付費	0	0	0	—
地域密着型介護予防サービス給付費	232,626,112	19,385,509	217,930,589	106.7%
介護予防福祉用具購入費	14,467,075	1,205,590	15,253,997	94.8%
介護予防住宅改修費	51,550,523	4,295,877	57,116,983	90.3%
介護予防サービス計画給付費	162,672,730	13,556,061	153,077,959	106.3%
介護予防サービス等諸費②	1,409,370,375	117,447,531	1,334,534,550	105.6%
高額介護サービス費③	597,170,391	49,764,199	560,261,165	106.6%
高額医療合算介護サービス費④	98,108,127	8,175,677	25,117,946	390.6%
特定入所者介護サービス費⑤	810,409,926	67,534,161	820,799,560	98.7%
給付費合計(①+②+③+④+⑤)	28,228,951,592	2,352,412,633	27,460,442,402	102.8%
審査支払手数料⑥	38,289,160	3,190,763	38,356,083	99.8%
総合計(①+②+③+④+⑤+⑥)	28,267,240,752	2,355,603,396	27,498,798,485	102.8%

② 広域行政業務

広域行政業務は、佐賀市、多久市、神崎市及び小城市の4市で、広域市町村計画及びふるさと市町村圏計画に基づき事務を実施していましたが、平成21年3月に広域市町村圏及びふるさと市町村圏制度が国において廃止され、本広域連合においては、平成22年3月に同制度に係る事務を廃止しました。

現在は、発展的に、広域市町村圏及びふるさと市町村圏の区域に、神埼郡吉野ヶ里町を加えた4市1町において、広域行政の推進に係る調査研究に係る事務を行うこととしています。

③ 消防業務

ア 佐賀広域消防局管内



構成市町

- ・佐賀市
- ・多久市
- ・小城市
- ・神埼市
- ・吉野ヶ里町

令和2年4月1日現在【火災・救急・救助・通信は令和元年中】

	面積		人口		人口密度	世帯数	
面積・人口・世帯	793.73km ²		341,490人		430人/km ²	137,582世帯	
	佐賀市	431.84 km ²	佐賀市	232,444 人		佐賀市	97,135 世帯
	多久市	96.96 km ²	多久市	18,378 人		多久市	6,931 世帯
	小城市	95.81 km ²	小城市	43,500 人		小城市	15,783 世帯
	神埼市	125.13 km ²	神埼市	30,915 人		神埼市	11,492 世帯
	吉野ヶ里町	43.99 km ²	吉野ヶ里町	16,253 人		吉野ヶ里町	6,241 世帯

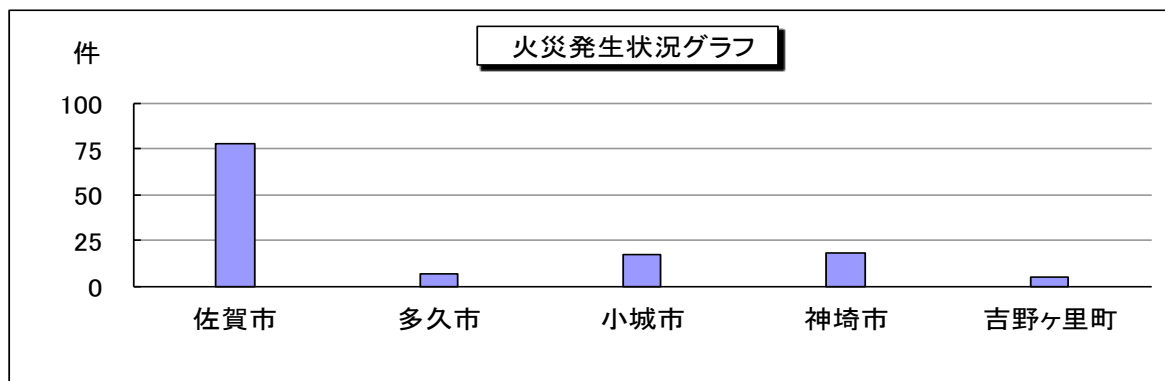
予算・機構・人事	消防予算	局・署・所		職員数	消防団員数
	76億8065万円 住民1人当り 22,491円 1世帯当り 55,825円	消防局	1	定数	425 人
	消防署	6	実員	425 人	実員 6,440人
	分署	3	(定数外職員25人除く)		(内女性団員179人)
	出張所	5			

※推移人口を基礎として算出しております。

イ 火災発生状況

令和元年中

区分		市					計	
		佐賀市	多久市	小城市	神崎市	吉野ヶ里町		
火災件数	種別	建物	38	1	8	9	1	57
		林野			1	1		2
		車両	6	2	2	1	2	13
		船舶						0
		航空機						0
		その他	34	4	6	7	2	53
	計	78	7	17	18	5	125	
焼損棟数	火元	全焼	11		3	2		16
		半焼	2		1	1		4
		部分焼	10		1	4	1	16
	種類	ぼや	15	1	3	2		21
		全焼	8		1	1		10
		半焼	4			1		5
		部分焼	8		3	5		16
		ぼや	7		1	3		11
		計	65	1	13	19	1	99
		罹災世帯	全損	6		5		
	半損					1		1
	小損		12		6	5		23
		計	18	0	11	6	0	35
	罹災人員	人員	46		28	14		88
死者		5					5	
負傷者		10		6	2		18	
焼損面積	建物床面積㎡	3,350		1,017	372		4,739	
	建物表面積㎡	204		11	96	17	328	
	林野面積 a			3	3		6	
損害額(千円)	建物	111,415		62,521	12,590	58	186,584	
	林野						0	
	車両	3,730	2,003	549	200	90	6,572	
	船舶						0	
	航空機						0	
	爆発						0	
	その他	12,156	1,042		28	10	13,236	
	計	127,301	3,045	63,070	12,818	158	206,392	



ウ 消防車両一覧表

令和2年4月1日現在

種 別 所 属 別	合 計	ポ	救	タ	化	は	救	水	高	指	災	機	査	指	資	林	連	事	人	査	燃
		ン	助	ン	学	し	助	難	規	揮	害	動	察	令	材	野	絡	務	員	察	料
		プ	ポン	ク	車	ご	工	救	格	隊	支	連	車	車	搬	火	車	連	輸	連	補
		車	プ	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	送	災	車	車	送	車	給
		車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車	車
合 計	103	12	4	10	2	3	3	1	19	2	2	1	2	5	6	1	4	16	8	1	1
局	小 計	11								1		1	1				2	3	2	1	
	総務課	4															2	1	1		
	消防課	4								1		1						1	1		
	予防課	3											1					1		1	
佐賀消防署	小 計	25	5		3		2	1		5	1			1	1			5	1		
	署	14	1		1		2	1		3	1			1	1			2	1		
	西分署	4	1		1					1								1			
	東分署	4	1		1					1								1			
	中央出張所	3	2															1			
多久消防署	9		1	2		1			2					1	1				1		
南部消防署	小 計	12	2	1		1			2		1			1	1			2	1		
	署	9	1	1		1			1		1			1	1			1	1		
	久保田出張所	3	1						1									1			
北部消防署	小 計	14	1	1	2			1	3					1	1		1	2	1		
	署	11		1	2			1	2					1	1		1	1	1		
	富士出張所	3	1						1									1			
小城消防署	小 計	14	2		2			1	3		1			1	1			2	1		
	署	10	1		1			1	2		1			1	1			1	1		
	北分署	4	1		1				1									1			
神埼消防署	小 計	18	2	1	1	1		1	4					1	1	1	1	2	1		1
	署	12	1	1		1		1	2					1	1	1	1		1		1
	三脊出張所	3	1						1									1			
	吉野ヶ里出張所	3			1				1									1			



屈折はしご車



消防ポンプ自動車CD-II型



高規格救急車

エ 防火対象物数

令和2年4月1日現在

対象物数 用途		総 数	防火対象物				
			佐賀市	多久市	小城市	神崎市	吉野ヶ里町
1	イ 劇場・映画館・観覧場等	23	19	2	1		1
	ロ 公会堂・集会場	151	97	14	23	8	9
2	イ キャバレー・カフェ・ナイトクラブ等	3	3				
	ロ 遊技場・ダンスホール	22	12		3	4	3
	ハ 性風俗営業店舗等	0					
	ニ カラオケボックス等	12	10		1		1
3	イ 待合・料理店	18	4		3	7	4
	ロ 飲食店	824	621	40	65	50	48
4	百貨店・物品販売業	663	495	31	75	36	26
5	イ 旅館・ホテル・宿泊所	325	231	5	46	42	1
	ロ 寄宿舎・下宿・共同住宅	4,091	3,370	71	273	209	168
6	イ 病院・診療所・助産所	339	238	13	31	29	28
	ロ 老人短期入所施設等	292	210	16	33	27	6
	ハ 老人デイサービスセンター等	510	359	36	62	37	16
	ニ 幼稚園・特別支援学校	81	77		2		2
7	学校・各種学校	636	454	48	54	61	19
8	図書館・博物館・美術館	37	22	3	3	3	6
9	イ 蒸気浴場等	14	6		1		7
	ロ 上記以外の公衆浴場	15	14				1
10	車両停車場・航空機発着場	4	2			1	1
11	神社・寺院・教会等	402	244	33	54	52	19
12	イ 工場又は作業場	1,813	1,055	165	198	234	161
	ロ 映画、テレビスタジオ	1	1				
13	イ 自動車車庫・駐車場	426	330	26	36	24	10
	ロ 航空機等の格納庫	7	3				4
14	倉庫	1,989	1,275	153	196	219	146
15	前項に該当しない事業場	3,192	2,115	189	163	282	443
16	イ 特定複合用途防火対象物	719	595	33	48	30	13
	ロ 上記以外の複合用途	419	334	13	34	22	16
16の2	地下街	0					
17	重要文化財・史跡	26	14	4	4	4	
18	50m以上のアーケード	2	2				
19	市町村長の指定する山林	0					
20	総務省令で定める舟車	0					
計		17,056	12,212	895	1,409	1,381	1,159

オ 危険物許可施設等事務処理状況

令和2年4月1日現在

種別	区分	製造所	貯蔵所						取扱所			計	
			屋内	屋外	屋内タンク	屋外タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	給油	販売		一般
設置許可			2			4	6		2	2		6	22
変更許可		12	4			4	2		9	26		44	101
完成検査	設置		1			4	2		1	2		1	11
	変更	11	3			2	3		8	26		41	94
仮使用		11	1			4				22		43	81
数量変更		1	9			1	2			1			14
廃止届		1		1	2	7	8	1	3	9		8	40
製造所等変更届		4	7			13	4		7	67		22	124
定期点検報告 (漏れ点検含む)		2	5	1		16	307		99	186		52	668
計		42	32	2	2	55	334	1	129	341		217	1,155

※タンクの水張、水圧 検査証交付 47件 (少量タンク44件含む)

カ 各種届出事務処理状況

令和元年度中

火を使用する設備等の届出	炉・かまど	2	危険物等届出	少量危険物	30
	温風暖房機	2		指定可燃物	12
	厨房設備	1		液化石油ガス設備工事届	4
	ボイラー	22		圧縮アセチレンガス	81
	給湯湯沸設備	11		液化石油ガス	8
	乾燥設備	7		生石灰	6
	サウナ設備	1			
	ヒートポンプ冷暖房機	0			
	発電設備	24			
	変電設備	37			
	蓄電池設備	6			
ネオン管灯設備	0				

(件)

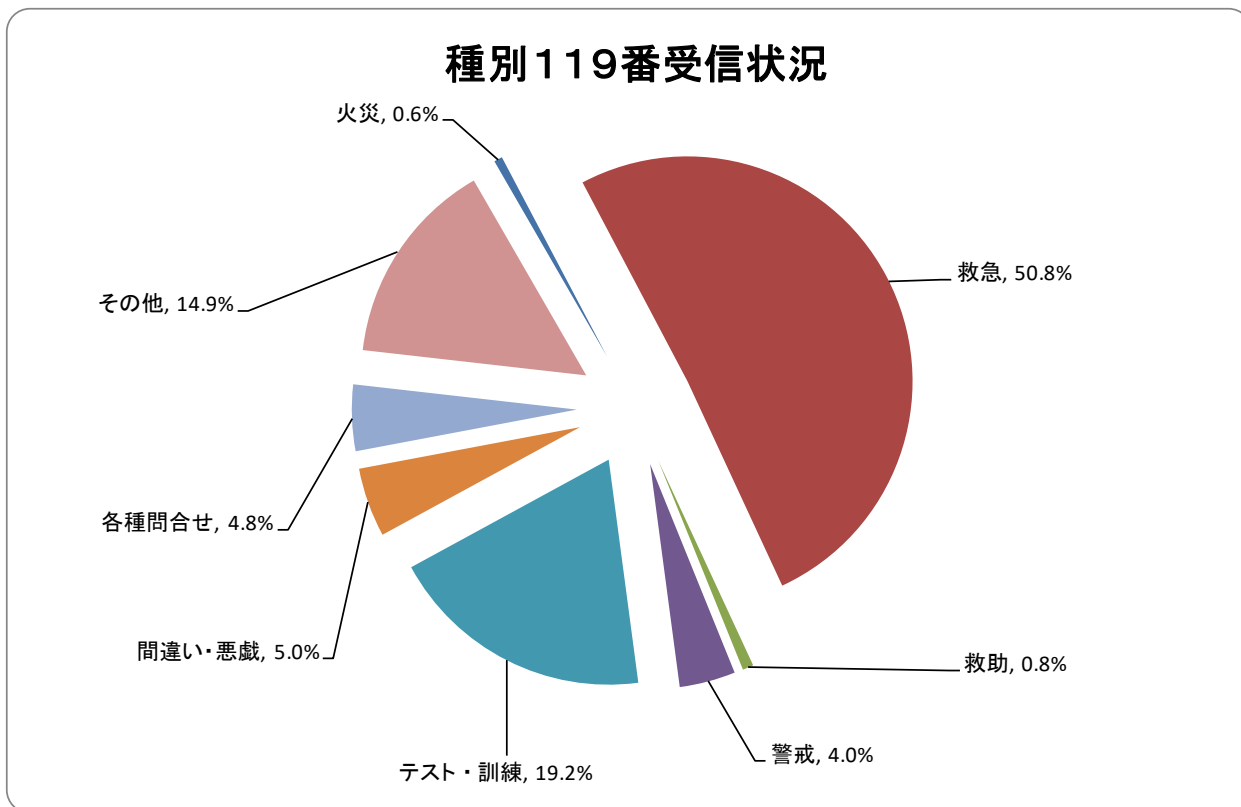
※ 液化石油ガス設備工事届については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第87条第1項の規定に基づく通報件数

キ 119番受信状況

令和元年中

種別 \ 月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計(回)
火災	14	5	14	14	31	16	9	11	12	16	11	8	161
救急	1,264	952	1,042	1,048	1,188	1,132	1,152	1,307	1,138	1,078	1,076	1,241	13,618
救助	25	13	8	18	16	14	16	44	10	12	16	18	210
警戒	88	70	72	59	54	63	71	107	198	89	88	120	1,079
テスト・訓練	310	615	486	294	389	439	422	276	384	446	574	501	5,136
間違い・悪戯	100	104	92	110	104	116	130	139	110	115	108	104	1,332
各種問合せ	102	58	82	96	129	80	88	167	148	110	92	124	1,276
その他	386	310	430	269	328	265	320	446	334	286	309	302	3,985
計 (回)	2,289	2,127	2,226	1,908	2,239	2,125	2,208	2,497	2,334	2,152	2,274	2,418	26,797

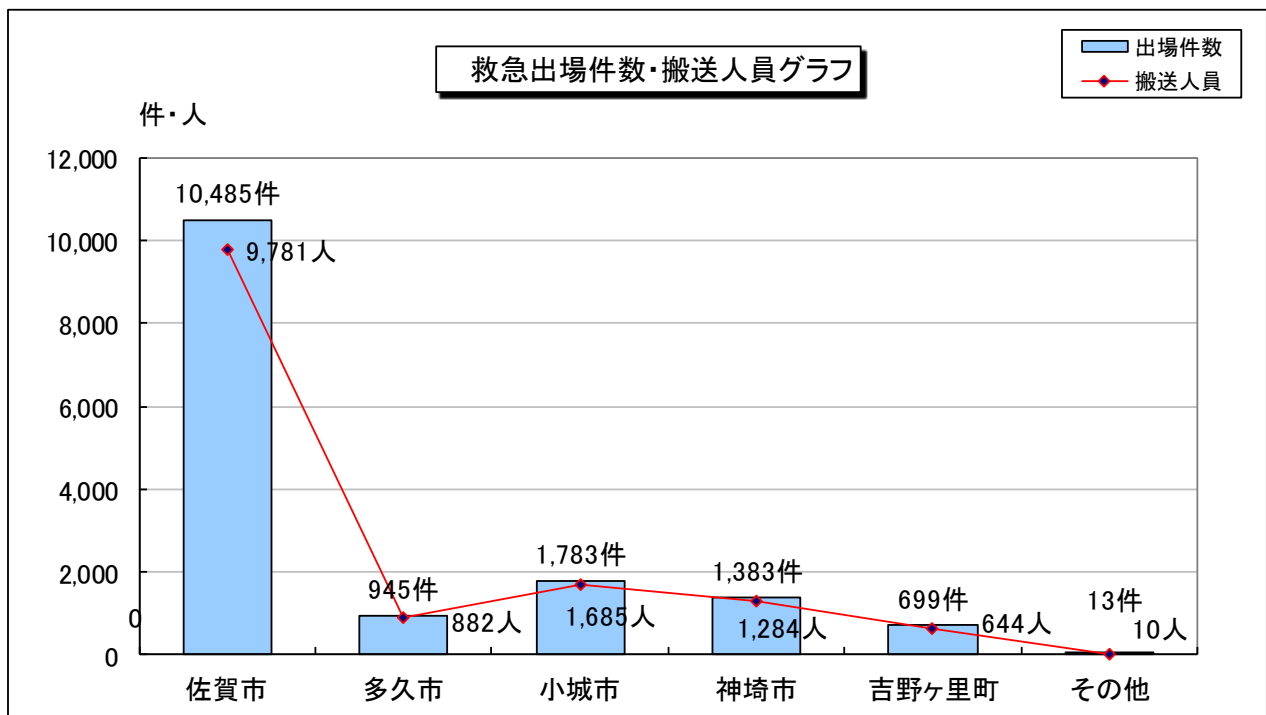
※「その他」には、「他消防本部等への転送」および、「一般業務問い合わせ」、「消防機関の電話番号問い合わせ」などの各種問い合わせが含まれます。



ク 事故種別救急出場件数・搬送人員

令和元年中

市町		佐賀市	多久市	小城市	神埼市	吉野ヶ里町	左記以外	計
火災		62	3	16	17	4	1	103
自然災害		10	0	5	0	0	0	15
水難		7	0	1	0	0	0	8
交通		936	62	150	150	84	4	1,386
労働災害		99	14	21	15	4	0	153
運動競技		107	9	13	15	1	0	145
一般負傷		1,281	140	240	146	93	0	1,900
加害		25	1	5	2	1	0	34
自損行為		85	11	14	21	4	0	135
急病		5,929	576	986	840	391	7	8,729
その他	転院	1,582	99	275	139	91	0	2,186
	医師	1	0	0	0	0	0	1
	資器材	0	0	0	0	0	0	0
	その他	361	30	57	38	26	1	513
出場件数(計)		10,485	945	1,783	1,383	699	13	15,308
傷病程度	死	156	30	35	34	16	0	271
	重	1,104	95	192	134	66	1	1,592
	中	4,505	397	801	587	303	3	6,596
	軽	4,009	360	656	529	259	6	5,819
	その他	7	0	1	0	0	0	8
搬送人員(計)		9,781	882	1,685	1,284	644	10	14,286
不搬送		814	70	118	114	66	3	1,185

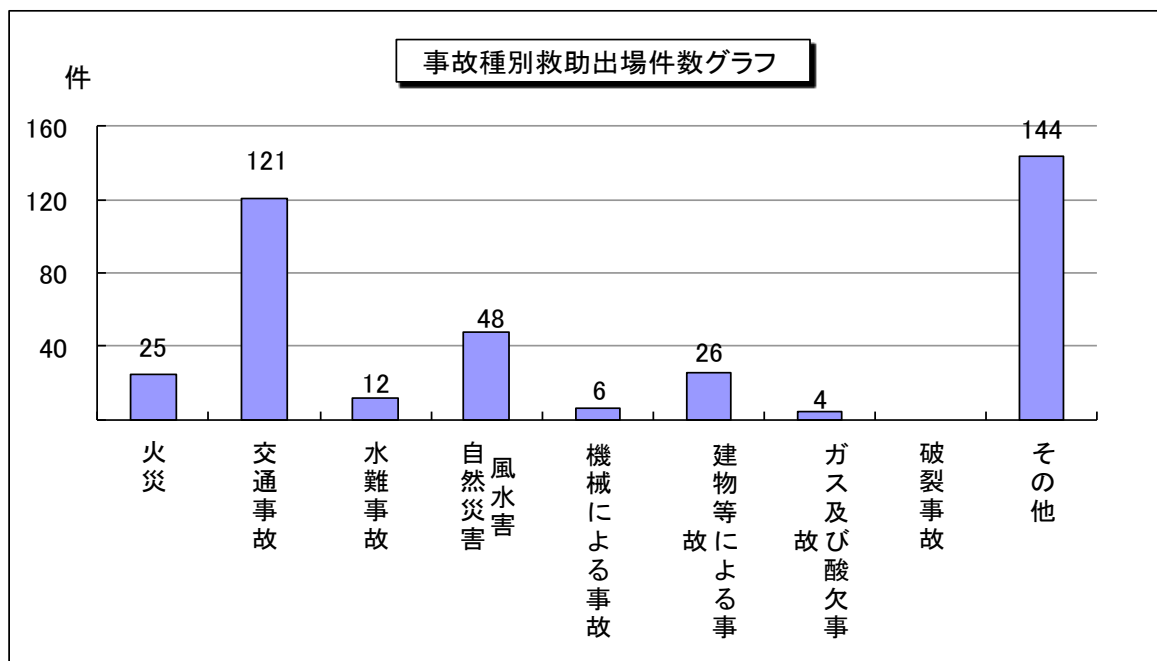


ケ 事故種別救助出動件数・救助人員

令和元年中

事故種別	市						合計
	佐賀市	多久市	小城市	神崎市	吉野ヶ里町	左記以外	
火 災	18		4	2	1		25
	4		1		1		6
交 通 事 故	54	11	16	16	8	16	121
	31	5	9	6	3	1	55
水 難 事 故	8		1	2	1		12
	3		1	1			5
風 水 害 災 害 自 然 災 害	26	7	14	1			48
	37	52	31	2			122
機 械 に よ る 故 事	4	1	1				6
	1						1
建 物 等 に よ る 故 事	21	1	3	1			26
	9	1	3				13
ガ ス 及 び 酸 欠 事 故	4						4
	1						1
破 裂 事 故							
そ の 他	81	11	19	17	5	11	144
	44	6	24	11	2	2	89
計	216	31	58	39	15	27	386
	130	64	69	20	6	3	292

※ 上段は出動件数、下段は救助人員を示す。



コ 幼少年女性防火委員会

i 委員会の目的

幼年消防クラブ及び少年消防クラブ並びに女性防火クラブの結成促進と育成強化を図り、自主防災意識の高揚と地区防災体制の一層の充実に資することを目的とする。

名 称	結成年月日	事務局
佐賀地区幼少年女性防火委員会	平成12年4月1日	佐賀広域消防局 予防課

サ 幼年・少年消防クラブ

i クラブの目的

このクラブは、幼年・少年期において、火の大切さと火の取り扱いを間違えた時の恐ろしさを教え、火遊び・いたずらによる火災の防止を図り、また、災害時の身の守り方を身につけさせるとともに、このクラブ活動を通じ子供達を健全に礼儀正しく、協調性を養うことを目的とする。

ii 結成状況

《幼年消防クラブ》

令和2年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	38	3,320
多久市	13	367
小城市	12	311
神埼市	8	923
吉野ヶ里町	5	420
計	76	5,341

《少年消防クラブ》

令和2年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	1	15
多久市	1	88
小城市	2	80
吉野ヶ里町	1	23
計	5	206

シ 女性防火クラブ

i クラブの目的

このクラブは、一般家庭からの火災を防止するため、特に家庭で使用される火気取扱器具の化学的知識と適切な使用方法を知り、更に火災発生時の避難通報要領と初期消火方法等を習熟するとともに、火災予防思想の高揚を図り、明るい安全な地域と家庭を築くことを目的とする。

ii 結成状況

令和2年4月1日現在

市名	クラブ数	クラブ員数
佐賀市	1	7
計	1	7

ス 消防音楽隊

i 概要

音楽を通じて市民の火災予防思想の普及を図り、併せて消防職員の士気の高揚と情操の育成に資することを目的として、昭和44年5月1日に同好者23名で音楽部を結成した。逐年の活動の結果、各種行事での演奏の機会も多くなり、消防広報を更に効果的なものにするため、昭和48年8月1日に音楽隊の設置規程を制定し、名称も佐賀市消防音楽隊として正式に発足した。昭和57年3月には同規程の一部を改正して、消防団員も音楽隊員に委嘱することができるようにし職団員をもって消防広報に活躍している。平成12年4月1日佐賀広域消防局発足と同時に名称変更が行われ、『佐賀広域消防局消防音楽隊』となった。

平成26年4月からは、消防職団員以外の者も広く音楽隊員に委嘱できるようにした。

現在は、週一回の定期的な合同練習を行い、各種演奏出場に備えている。

ii 編成

令和2年4月1日現在

楽 器 名 等	職 員			講 師	団 員		人 員 計
	隊 長	副 隊 長	隊 員		隊 員	隊 員	
指 揮				1			1
ピ ッ コ ロ					5	(3)	5 (3)
フ ル ー ト							
B♭クラリネット			2		3	(1)	5 (1)
アルトサクソフォン							
テナーサクソフォン			2		4	(3)	6 (3)
バリトンサクソフォン							
トランペット			2		5	(1)	7 (1)
ホ ル ン							
マーチングホルン					2		2 ()
トロンボーン		1	1		2	(2)	4 (2)
ユーフォニウム			1 (1)		2	(2)	3 (3)
チ ュ ー バ							
ベース	1		1 (1)		3		5 (1)
パーカッション			2		3		5
計	1	1	11 (2)	1	29	(12)	43 (14)

() 内はうち女性隊員数

iii 令和元年の主な演奏出場

演奏月	行 事 名
1月	佐賀市消防団出初式
3月	佐賀県消防大会
6月	ぶら〜っとふれあいフェスタ
8月	第48回佐賀城下栄の国まつり
10月	第34回富士町ふれあい祭り、さが防火フェスタ2019、2019サガ・ライトファンタジー
11月	日新小芸術鑑賞会
1月～12月	火災予防広報演奏会（管内福祉施設ほか）

佐賀県後期高齢者医療広域連合

(1) 経緯

平成 18 年 6 月 21 日に公布された「健康保険法等の一部を改正する法律」により、「老人保健法」が「高齢者の医療の確保に関する法律」（平成 20 年 4 月 1 日施行）と全面的に改正され、75 歳以上の高齢者等に係る医療については、後期高齢者医療制度で行うことになった。

また、平成 20 年 4 月から始まったこの後期高齢者医療を運営するのは、都道府県の区域ごとに全市町が加入する広域連合とされ、その設立に向け、「佐賀県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」を平成 18 年 9 月 1 日に設けた。

12 月に全ての市・町で議決され、平成 19 年 1 月 23 日に県から設置許可書の交付を受け、2 月 1 日に「佐賀県後期高齢者医療広域連合」が発足した。

平成 19 年度は、制度施行の準備が行われ、平成 20 年 4 月 1 日から後期高齢者医療制度が開始された。

(2) 佐賀県後期高齢者医療広域連合の概要

① 構成団体：県内全市町（10 市 10 町）

佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町

② 主な業務

- ア 被保険者の資格の管理に関する事務
- イ 医療給付に関する事務
- ウ 保険料の賦課に関する事務
- エ 保健事業に関する事務
- オ その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

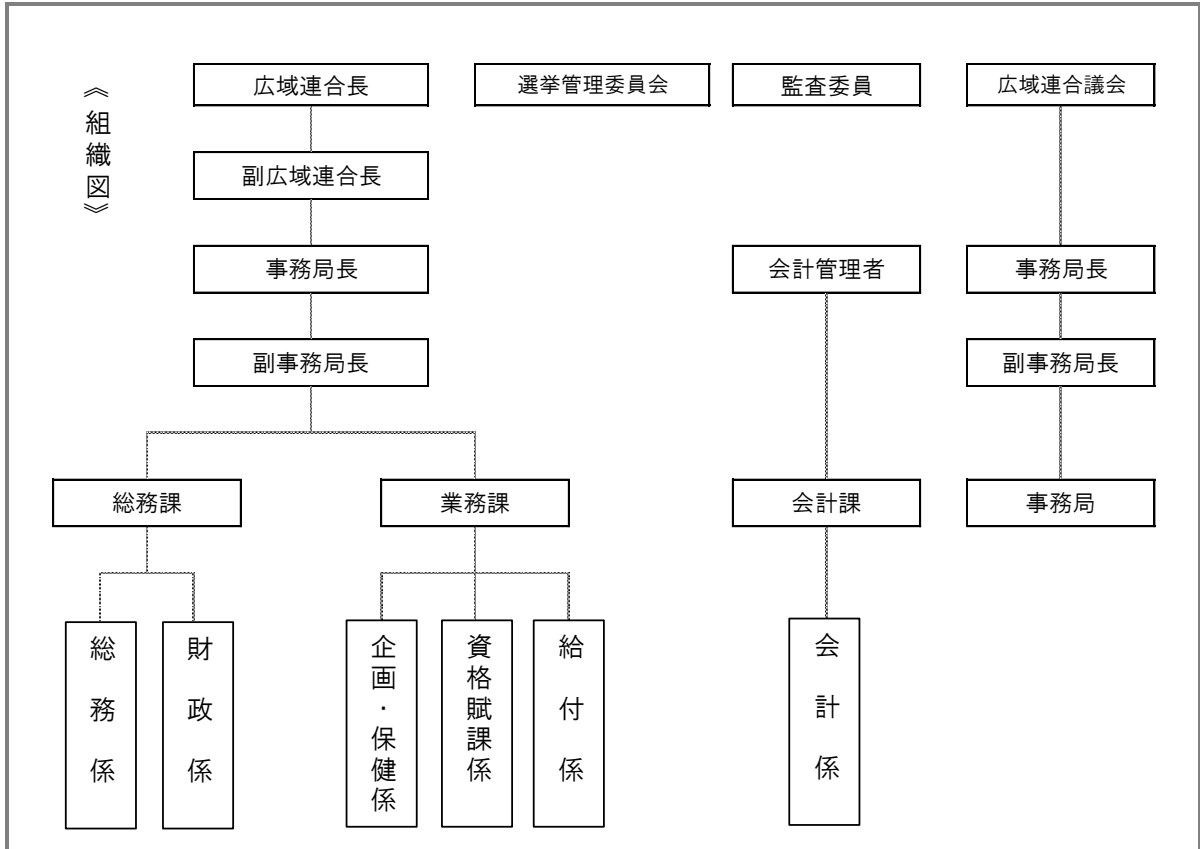
③ 市町と広域連合の役割

広域連合の役割	市町の役割
<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の決定○ 被保険者の資格認定○ 医療を受けたときの給付○ 保健事業に関する業務	<ul style="list-style-type: none">○ 保険料の徴収○ 申請や届出の受け付け○ 被保険者証の引き渡し○ 広報及び相談○ 保健事業に関する業務

(3) 組織図

現在、佐賀市大和支所 3 階に事務局を設け、構成市町から派遣された 24 名の職員により、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための業務を行っている。

(令和 2 年 4 月 1 日現在)



※ 所在地 佐賀県後期高齢者医療広域連合事務局
佐賀市大和町大字尼寺 1870 番地 佐賀市大和支所 3 階

(4) 後期高齢者医療制度のしくみ

① 被保険者

佐賀県後期高齢者医療広域連合区域内である佐賀県内の市町に住所を有する

ア 75 歳以上の方

イ 65 歳から 74 歳で一定の障がいがある方

(本人の申請に基づき、広域連合の認定を受けた方)

② 保険料

ア 保険料の計算方法

保険料 = 所得割額【前年中の総所得金額 - 基礎控除額 (33 万円) × 所得割率】 + 被保険者均等割額

	令和 2 年・3 年度
被保険者均等割額	52,300 円
所得割率	10.06%

イ 保険料の軽減措置と激変緩和措置（これまでの経緯）

制度施行状況を踏まえて、高齢者の置かれている状況に十分配慮し、低所得者層を中心に保険料の軽減対策が措置されている。

	所得の低い方 (軽減措置)	被扶養者であった方 (激変緩和措置)
恒常的な措置	○被保険者均等割の 7 割、5 割、2 割軽減	○所得割の賦課なし ○制度加入時から 2 年間 ・被保険者均等割の 5 割軽減
平成 20 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 8.5 割軽減 ○所得割の 5 割軽減	○4 月～9 月 ・保険料負担の凍結 ○10 月以降 ・被保険者均等割の 9 割軽減
平成 21 年度における措置 ※平成 28 年度まで継続	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減 ○所得割の 5 割軽減	○被保険者均等割の 9 割軽減
平成 29 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減 ○所得割の 2 割軽減	○被保険者均等割の 7 割軽減
平成 30 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 9 割軽減又は 8.5 割軽減	○被保険者均等割の 5 割軽減
令和元年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 8.5 割軽減又は 8 割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)
令和 2 年度における措置	○被保険者均等割 7 割軽減世帯の 7.75 割軽減	(「恒常的な措置」に戻る)

ウ 保険料の納付方法

- i 特別徴収 保険料徴収は原則として年金からの引き落とし（特別徴収）となる。
- ii 普通徴収 年金受給額が年額 18 万円未満の方や介護保険料とあわせた保険料額が、年金受給額の 2 分の 1 を超える場合には、特別徴収とならない。
納付書や口座振替による支払いとなる。

※ 保険料の納付方法の変更（特別徴収から普通徴収への変更）について

年金からの引き落とし（特別徴収）の方については、市町へ申し出いただくことにより、口座振替（普通徴収）へ変更できる。

③ 保険給付の内容

療養の給付、療養費、入院時食事・生活療養費、高額療養費、訪問看護療養費、移送費、葬祭費、高額介護合算療養費の支給。

(5) 業務の状況

① 被保険者の状況（令和2年3月末現在）

年齢区分	人数（単位：人）	構成率
65歳から74歳で一定の障がいがある方（広域連合の認定を受けた方）	1,935	1.55%
75歳以上の方	122,890	98.45%
計	124,825	100.00%

② 保険料徴収の状況（令和2年5月末現在）

調定額（円）	収納額（円）	収納率（%）
7,921,826,800	7,897,673,867	99.70

③ 保険給付費の状況（令和元年度保険給付費執行状況）

区分	件数（件）	給付費（円）
療養給付費	4,335,905	118,352,358,174
療養の給付	4,258,007	117,413,166,689
柔道整復	57,795	484,087,887
療養費（治療用装具ほか）	6,931	164,200,815
療養費（はり、きゅう、あんま、マッサージ）	13,172	290,902,783
訪問看護療養費	7,153	628,805,937
特別療養費	0	0
移送費	9	126,340
高額療養諸費	252,770	4,795,797,749
高額療養費	243,358	4,666,396,469
高額介護合算療養費	9,412	129,401,280
葬祭費	7,679	230,370,000

④ 保健事業の状況（令和元年度）

健康診査 183,402,183円（委託事業費等）

受診者数（人）	受診対象者数（人）	受診率（%）
22,675	85,696	26.46

佐賀市土地開発公社

(1) 目的

土地開発公社は、佐賀市と一体となり、市の施策に対応し、都市的機能の整備を推進するために必要な用地確保を行い、もって市民福祉の増進に寄与すること目的とする。

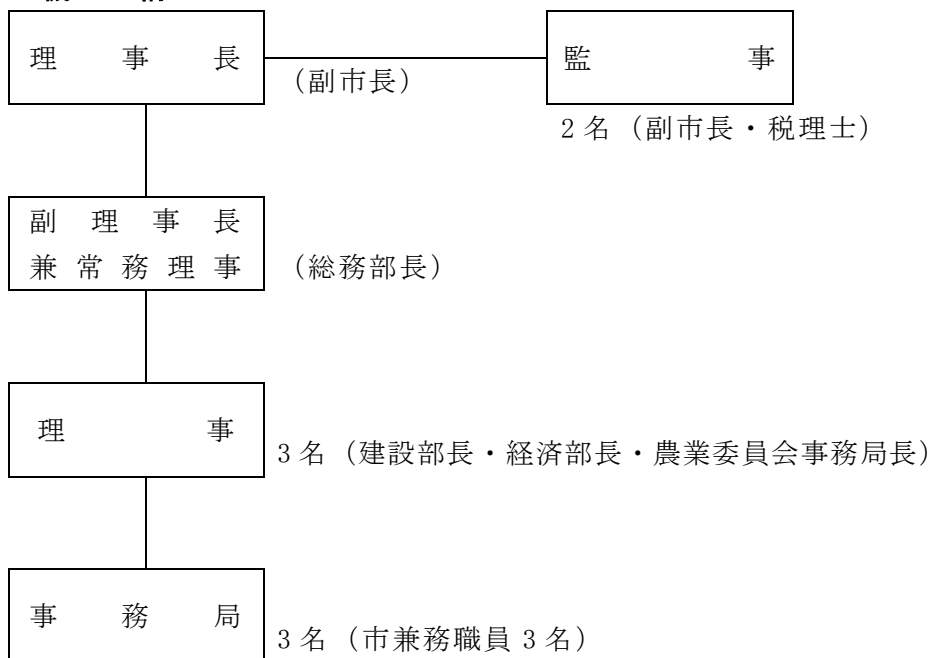
(2) 名称・所在地

佐賀市土地開発公社 佐賀市栄町1番1号（平成27年4月1日～）

(3) 基本財産

500万円（佐賀市からの出資金）

(4) 機構



(5) 事業計画（令和2年度）

① 買収予定

区分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘要
東山田地区工業団地	—	—	用地費
東山田地区工業団地	—	—	補償費
東山田地区工業団地	—	571,197	造成工事費
東山田地区工業団地	—	500	測量試験費
東山田地区工業団地	—	4,410	支払利息
計	—	576,107	

② 売却予定

区 分	数量 (㎡)	金額 (千円)	摘 要
—	—	—	—
計	—	—	—

(6) 保有地一覧

(令和2年4月1日)

	事業 番号	事業名	地目	面積	金額 (円)
公 有 用 地	013	都市計画街路 呉服元町～湧線	宅地	705.38 ㎡	118,653,362
	026	葉隠発祥の地周辺整備事業	山林外	8,565.72 ㎡	285,133,593
	101	城内公園整備予定地	宅地	1,932.15 ㎡	276,740,169
	小 計			11,203.25 ㎡	680,527,124

特 定 土 地	—	—	—	—	—
	小 計			—	—

土 地 開 発 中	110	東山田工業団地開発事業	—	72,655.45	361,442,050
	小 計			72,655.45	361,442,050

合 計				83,858.70 ㎡	1,041,969,174
-----	--	--	--	-------------	---------------

佐賀東部水道企業団

(1) 事業の概要

佐賀東部水道企業団は、佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の水道用水供給事業と、佐賀市の一部（川副町、東与賀町）、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町及びみやき町の6市町の水道事業を行っている。

企業団が行う事業のうち水道用水供給事業とは、筑後川から取水した原水を北茂安浄水場で浄水処理し、送水ポンプによってみやき町皿山地内の標高 50m地点の白壁中継ポンプ場に圧送し、更に加圧ポンプによって同町香田地内の標高 100m地点の中原調整池(33,690m³)で貯水した後、自然流下によって5市町へ水道用水を供給し、また、飛地となっている基山町へは、福岡導水事業の導水管から受水し基山浄水場で浄水処理した後、町内に供給する、言わば水の「卸売り」の事業である。

また、水道事業は、水道用水供給事業から受水した水をそのまま管網整備した配水管を通して各家庭へ給水する「小売り」の事業である。

以上のように当企業団は、水道用水供給事業と水道事業を併営する全国でも希有な水道事業体である。

	水道用水供給事業	水 道 事 業
計 画	供給区域 6市町 (370.87 k m ²) 給水人口 305,500人 一日最大取水量 102,000m ³ /日 一日最大供給量 85,400m ³ /日	給水区域 6市町 (210.5 k m ²) 給水人口 116,600人 一日最大給水量 48,500m ³ /日
実 績	令和元年度 給水人口 303,712人 年間供給水量 20,634,203m ³ 一日最大供給量 67,030m ³ /日 建設改良費(税込) 822,392千円	令和元年度 給水人口 113,958人 年間給水量 11,291,682m ³ 一日最大給水量 42,458m ³ /日 建設改良費(税込) 368,657千円



佐賀東部水道企業団

本庁

佐賀市兵庫町大字西淵 1960 の 4

T E L (0952) 30-6151

三養基営業所 (みやき町防災センター別館 1F)

三養基郡みやき町大字東尾 737 の 5

T E L (0942) 89-2868

北茂安浄水場

三養基郡みやき町大字江口 3986 の 1

T E L (0942) 89-5676

基山浄水場

三養基郡基山町大字園部 1682 の 3

T E L (0942) 92-7209

脊振共同塵芥処理組合

- 施設名称 脊振広域クリーンセンター
- 所在地 佐賀県神埼市脊振町鹿路 3362 番地 1
- 構成団体 吉野ヶ里町・神埼市・佐賀市（旧三瀬村・旧諸富町）
- 共同処理の事務 塵芥処理施設の設置、管理及び経営並びに収集に関する事務

(1) ごみ焼却処理施設

- ① 建設年度 平成 6 年度～平成 8 年度（3 カ年継続事業）
- ② 敷地面積 40,000 m²（粗大ごみ施設・洪水調整池含む）
- ③ 処理能力 111 t / 24H（55.5t/24h×2 炉）
- ④ 燃焼方式 全連続燃焼式（炉数：2 炉）
- ⑤ 焼却炉数 2 炉
- ⑥ 主要設備
 - ア 受入供給設備 ピットアンドクレーン方式
 - イ 燃焼設備 ストーカ方式
 - ウ 燃焼ガス冷却設備 水噴射冷却方式
 - エ 排ガス処理設備 バグフィルタ・有害ガス除去設備（乾式）
- ⑦ 建設事業費 3,264,136 千円
 - 財源内訳 [国庫補助金 372,121 千円]
 - [地方債 2,570,500 千円]
 - [一般財源 321,515 千円]

(2) 粗大ごみ処理施設

- ① 建設年度 平成 6 年度～平成 8 年度（3 カ年継続事業）
- ② 処理能力 25 t / 日
- ③ 選別種類 鉄類・アルミ類・可燃物・不燃物の 4 種類
- ④ 主要設備
 - ア 受入供給設備 受入れホッパ方式
 - イ 破碎設備 粗破碎機（二軸）・回転破碎機
- ⑤ 建設事業費 1,116,108 千円
 - 財源内訳 [国庫補助金 227,102 千円]
 - [地方債 789,000 千円]
 - [一般財源 100,006 千円]

(3) 埋立処分地施設

- ① 建設年度 平成 6 年度～平成 7 年度（2 カ年継続事業）
- ② 埋立施設面積 13,000 m²
- ③ 埋立面積 11,000 m²
- ④ 埋立容量 100,000 m³
- ⑤ 埋立工法 セル工法

⑥ 主要設備

ア 流出防水設備	土堰堤
イ 遮水設備	全面遮水シート工（一部2重シート）
ウ 浸出水処理施設	処理能力 60 m ³ /日 処理能力 生物処理＋凝集沈殿処理＋砂ろ過＋キレート吸着 ＋活性炭吸着＋塩素滅菌 ※浸出水処理水はごみ焼却施設にて再利用

⑦ 建設事業費

930,996 千円
財源内訳 [国庫補助金 166,231 千円]
[地方債 651,800 千円]
[一般財源 112,965 千円]

(4) 施設全体建設事業費

5,311,240 千円
財源内訳 [国庫補助金 765,454 千円]
[地方債 4,011,300 千円]
[一般財源 534,486 千円]

(5) 灰溶融施設概要

① 建設年度	平成 18 年度事業（繰越事業）
② 工期	平成 18 年 12 月 4 日～平成 19 年 12 月 20 日
③ 施設名称	脊振広域クリーンセンター灰溶融施設
ア 処理能力	12.6 t / 16 h（6.3 t / 16 h × 2 炉）
イ 溶融方式	焼却炉直結溶融方式
ウ 主要設備	
i 灰溶融炉	
ii 酸素供給設備（V S A 酸素製造装置）	
iii 燃料供給設備（L P G 供給設備）	
iv スラグ搬出設備	
v 溶融飛灰搬出設備	
エ 建設事業費	973,665 千円 （内訳）工事費 962,850 千円 事務費 10,815 千円
オ 財源内訳	[国庫交付金 307,239 千円] [地方債 591,900 千円] [一般財源 74,526 千円]

○ ごみ収集、運搬及び処理手数料

区 分		色	容 量	手数料の額 (1袋)
可燃物指定袋	燃えるごみ用 (大)	袋：透明 文字：緑	40ℓ	40円
	燃えるごみ用 (中)		30ℓ	30円
	燃えるごみ用 (極小)		15ℓ	15円
資源ごみ指定袋	ト レ イ 用	袋：紫 文字：黒	40ℓ	20円
	ペ ッ ト ボ ト ル 用	袋：緑 文字：黒	40ℓ	20円
	空 缶 ・ 空 ビ ン 用	袋：ピンク 文字：赤	30ℓ	30円
不燃物指定袋	燃えないごみ用	袋：黄色 文字：赤	30ℓ	30円
指定ステッカー	粗 大 ご み 用		品目につき	500円

○ 一般廃棄物の処理手数料

区 分	手 数 料
一 般 家 庭 持 込 み ご み	10 kgあたり 75円 (重量に 10 kg未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た重量とし、その重量が 0 kgとなる場合は無料とする。)
事 業 所 関 係 持 込 ご み	10 kgあたり 150円 (重量に 10 kg未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た重量とし、その重量が 0 kgとなる場合は無料とする。)
犬 ・ 猫 等 の 死 体 の 処 分	1体あたり 400円
臨 時 的 に 生 じ た ご み (1 台 1 回 に つ き)	2 ト ン 車 3 分 の 1 未 満 3,200円
	2 ト ン 車 3 分 の 1 以 上 3 分 の 2 未 満 6,400円
	2 ト ン 車 3 分 の 2 以 上 9,600円

家庭のごみの分け方・出し方

- ★ ごみの減量・リサイクルに努めましょう。
- ★ ごみステーションの美化に努めましょう。
- ★ 指定ごみ袋に入らないものは粗大ごみとして出してください。
- ★ 事業所から排出されるごみは、ごみステーション(集積所)に出すことはできません。
- ★ 危険物(農薬等)は絶対に出さないでください。
- ★ 正しいごみの分別を行いましょ。

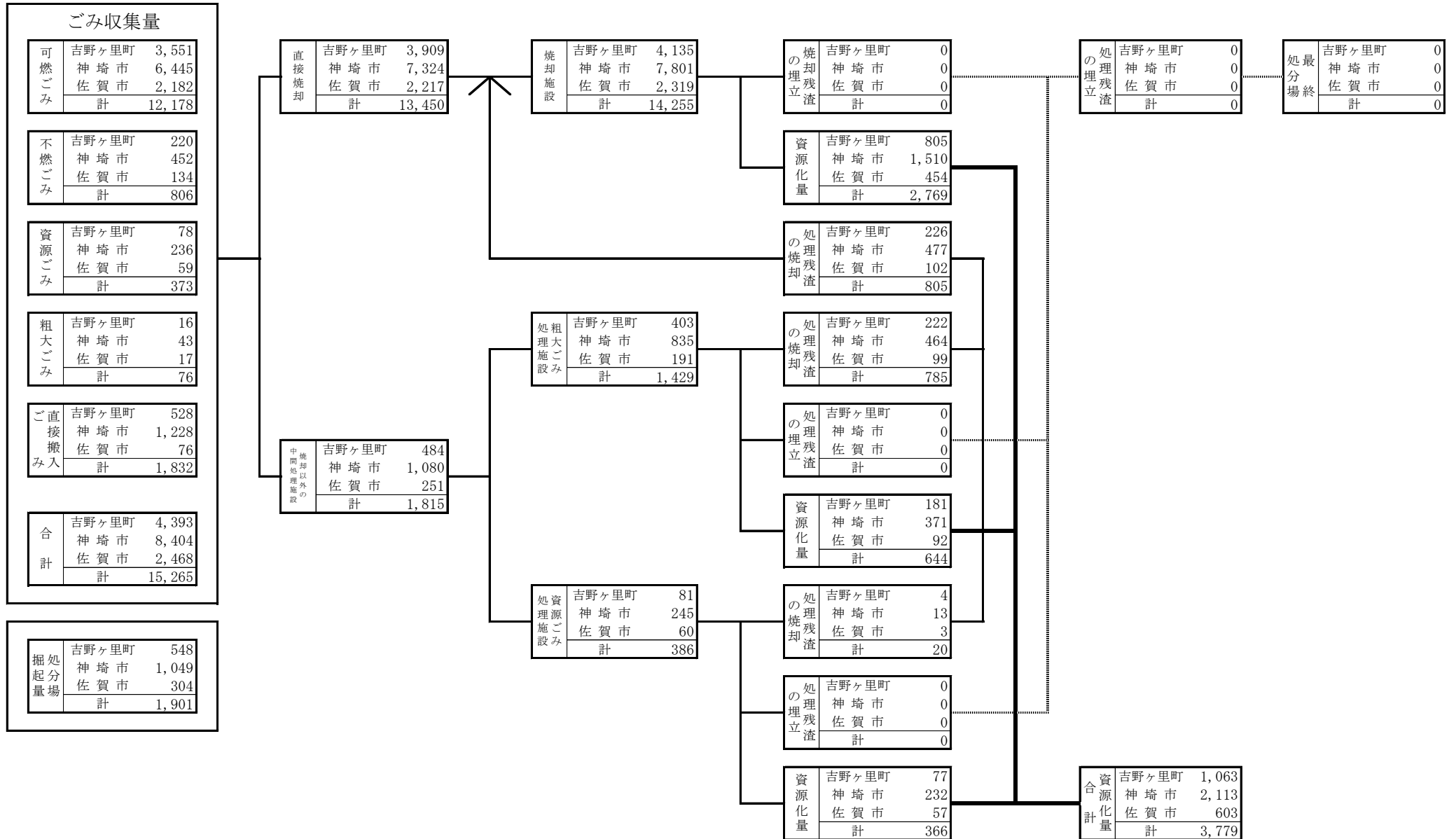
年末年始の収集日に
つきましては
ご注意ください。
(カレンダー参照)



ごみの種類	燃えるごみ	資源ごみ	資源ごみ	資源ごみ	燃えないごみ	有害ごみ	粗大ごみ			
収集日	収集日については1~6ページの「ごみカレンダー」をご参照ください									
指定袋		紙パック ひもでくる	トレイ (紫色)	ペットボトル (緑色)	新聞広告 雑誌類 ダンボール ひもでくる	雑がみ類 	空缶・空ビン (ピンク色)	燃えないごみ (黄色)	有害ごみ等 中身の見える任意の袋 (透明又は半透明の袋)	粗大ごみの 出し方確認 (P8~9参照)
出せる物(例)	<p>台所ごみ ・生ごみ</p> <p>プラスチック製品 ・菓子袋・ポリ袋 ・CD、DVD ・発泡スチロール</p> <p>紙類・木類 使用済みティッシュ 紙オムツ(汚物は取除く)等</p> <p>繊維類、ゴム、皮革製品 ・衣類等 ・皮革製品、靴、カバン (金属部分は可能な限り取る)</p>	<p>紙パック</p> <p>※この印がついている物に限る</p>	<p>トレイ (食品用) ・白色トレイ ・色柄トレイ</p> <p>PS</p> <p>※この印がついている物に限る</p>	<p>ペットボトル</p> <p>キャップ、ラベルは取る</p> <p>軽くつぶす</p> <p>※この印がついている物に限る</p> <p>PET</p>	<p>新聞広告</p> <p>雑誌類</p> <p>ダンボール</p> <p>ダンボールとは断面が波状のもの</p>	<p>コピー用紙 文書 メモ紙 菓子箱 封筒・手紙 はがき 包装紙</p> <p>パンフレット ティッシュ ペーパーの箱 レシート</p> <p>など</p>	<p>・飲料用空缶・空ビン ・食品用空缶・空ビン (金属製のフタ・キャップ)</p> <p>※油がついた容器は「燃えないごみ」へ</p> <p>※キャップ・フタは必ずはずし、中を洗浄する。</p>	<p>金物・小型家電 ガラス類 陶磁器類</p> <p>・鍋、やかん、皿、茶碗、ガラス ・電話機・おもちゃ ・ライター・油缶 ・油ビン・化粧ビン ・耐熱ガラス ・スプレー缶 (必ず使いきること)</p>	<p>蛍光管・電球 乾電池類 体温計など</p>	<p>家具類 机、いす、タンス、ベッド、鏡台、戸棚等</p> <p>家電品 ステレオ、こたつ、掃除機、扇風機、ストーブ、電子レンジ等</p> <p>寝具類 ふとん、座布団、カーペット、マットレス等</p> <p>その他 自転車、三輪車等</p>
注意事項	紙類はリサイクルできますので、雑がみ類として出しましょう。 ※資源ごみ「雑がみ類」参照	汚れているものは、リサイクルできません。きれいに洗浄し、開いて乾燥させましょう。内側がアルミのものは、出せませんので「燃えるごみ」へ。お近くの店頭回収へ出されても結構です。	汚れているものは、リサイクルできません。きれいに洗浄・乾燥させましょう。お近くの店頭回収へ出されても結構です。	キャップは必ずはずしてください。ラベルは、はがして出してください。必ず中身は抜き洗浄してください。※ラベル・キャップは「燃えるごみ」へ。	「新聞広告」、「雑誌類」、「ダンボール」と種類ごとに分別し、ひもでくって出してください。※紙袋では出せません。	「新聞広告」、「雑誌類」、「ダンボール」以外の雑がみ類は紙袋で出すことができます。不明点については佐賀市清掃工場までお問い合わせください。	金属製のキャップ・フタは必ずはずし、「空缶・空ビン」の袋へ。プラスチック製のフタや栓は「燃えるごみ」へ。中身が入ったものは出せません。この袋で出せるものは飲み物、食べ物製品の容器に限ります。ビール瓶・一升瓶などのリターナブルピンはできるだけ回収されている販売店へ出してください。	「空缶・空ビン」を入れなさい。スプレー缶は必ず使い切る。袋からはみ出るものは粗大ごみとして出してください。傘のみ指定袋からはみ出さず収集可。刃物等(鋭利なもの)は新聞などで包み「危険」などと表示してください。	長い蛍光管は割れないよう箱・ケースに入れ、複数ある場合はひもでくって出してください。(袋に入れなくて結構です)	

ごみ処理フローシート (令和元年度実績)

[単位：t]



天山地区共同衛生処理場組合

(1) 施設の概要

- ① 名 称 クリーンセンター天山
- ② 所 在 地 佐賀県小城市牛津町勝 861 番地
- ③ 構 成 団 体 佐賀市（大和町・久保田町）・小城市・多久市
- ④ 共同処理の事務 し尿の終末処理、処理の計画、衛生処理施設の建設及び維持管理に関する事務
- ⑤ 施設の処理方式 標準脱窒素処理方式＋高度処理（凝集沈殿、オゾン酸化、砂ろ過）
- ⑥ 施設の処理能力 180kℓ/日（し尿：169.4kℓ/日、浄化槽汚泥：10.6kℓ/日）
- ⑦ 施設建設事業費 2,837,203 千円

(2) 令和元年度し尿・浄化槽汚泥搬入量及び負担金実績

(単位：kℓ)

区 分	佐 賀 市	小 城 市	多 久 市	計	構 成 比
し 尿 搬 入 量	5,470	14,209	11,854	31,533	17.35%
浄化槽汚泥搬入量	7,678	12,716	4,778	25,172	30.50%
計	13,148	26,925	16,632	56,705	23.19%

(単位：千円)

区 分	佐 賀 市	小 城 市	多 久 市	計	構 成 比
運 営 負 担 金	80,340	145,117	90,543	316,000	25.43%

三神地区環境事務組合

- ① 施設の名称 三神地区汚泥再生処理センター
- ② 所在地 佐賀県神埼市千代田町柳島 1290 番地
- ③ 構成団体 佐賀市(三瀬村)・神埼市・吉野ヶ里町・基山町・みやき町・上峰町
- ④ 共同処理する事務 汚泥再生処理施設の設置及び管理運営
- ⑤ 施設の処理方式 膜分離高負荷脱窒素処理＋高度処理
- ⑥ 施設の処理能力 184kL/日(し尿:94kL/日、浄化槽汚泥:90kL/日)
- ⑦ 施設建設事業費 56 億 5,117 万 6 千円

⑧令和元年度し尿・浄化槽汚泥搬入量 (単位:kL)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
し尿搬入量	552	17,177	17,729	3.11%
浄化槽汚泥搬入量	1,311	35,137	36,448	3.60%
計	1,863	52,314	54,177	3.44%

⑨令和元年度負担金 (単位:千円)

区分	佐賀市	その他の市町	計	構成比
運営負担金	23,375	392,713	416,088	5.62%

天山地区共同斎場組合

(1) 施設の概要

- ① 位置 多久市東多久町大字別府 2949 番地 743
- ② 敷地面積 9,599.00 m²
- ③ 建築面積 1,198.67 m² (建床面積 859.06 m²)
- ④ 建物構造 鉄筋コンクリート、一部鉄骨、平屋建
- ⑤ 施設内容
 - ア 待合棟 ホール、待合室 4 室、事務室、給茶機、自動販売機、便所
 - イ 火葬棟 前室、収骨室 (2 室)、告別室、炉前ホール、火葬炉 4 基、発電機室、残灰処理室、機械室、作業員控室
 - ウ 駐車場 28 台
- ⑥ 着工及び竣工 昭和 48 年 2 月 25 日着工 昭和 48 年 11 月 20 日竣工
- ⑦ 業務開始 昭和 48 年 12 月 1 日
- ⑧ 全面改修年度 平成 11 年度
- ⑨ 事業費 4 億 1 百 70 万 1 千円 (改修費)

(2) 使用料

(単位：円)

① 遺がいの火葬 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者
大人 (12 歳以上)	6,000	60,000
子ども (12 歳未満)	4,000	40,000
死産児	2,000	20,000
② 改葬遺がいの火葬 (1 体につき)	地区内居住者	地区外居住者
区分なし	2,000	20,000
③ 焼却料	地区内居住者	地区外居住者
人体一部	2,000	20,000
汚物等	1,000	10,000

(3) 利用状況 (令和元年度)

区 分		件 数	区 分		件 数	
大 人	地区内	782 件	改葬遺がいの火葬	地区内	594 件	
	地区外	20 件		地区外	0 件	
子 ども	地区内	2 件	焼 却 料	人 体 一 部	地区内	1 件
	地区外	0 件			地区外	0 件
死 産 児	地区内	5 件	汚 物 等	地区内	0 件	
	地区外	1 件		地区外	0 件	

佐賀市シルバー人材センター

(1) 概要

- ① 名称 公益社団法人 佐賀市シルバー人材センター
- ② 設立 昭和 59 年 3 月 7 日
- ③ 所在地 佐賀市兵庫北三丁目 8 番 36 号

(2) 会員数調

○ 会員数及び平均年齢、最高・最低（令和 2 年 3 月 31 日現在）

区分	会員数	平均年齢	最高年齢
男	615 人	73.3 歳	93 歳
女	309 人	73.9 歳	92 歳
合計	924 人	73.5 歳	

(3) 会員の年齢別構成

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

区分	構成数		
	男	女	合計
60 歳未満	0 人	0 人	0 人
60 歳～64 歳	26 人	17 人	43 人
65 歳～69 歳	130 人	70 人	200 人
70 歳～74 歳	248 人	97 人	345 人
75 歳～79 歳	142 人	73 人	215 人
80 歳以上	69 人	52 人	121 人
合計	615 人	309 人	924 人

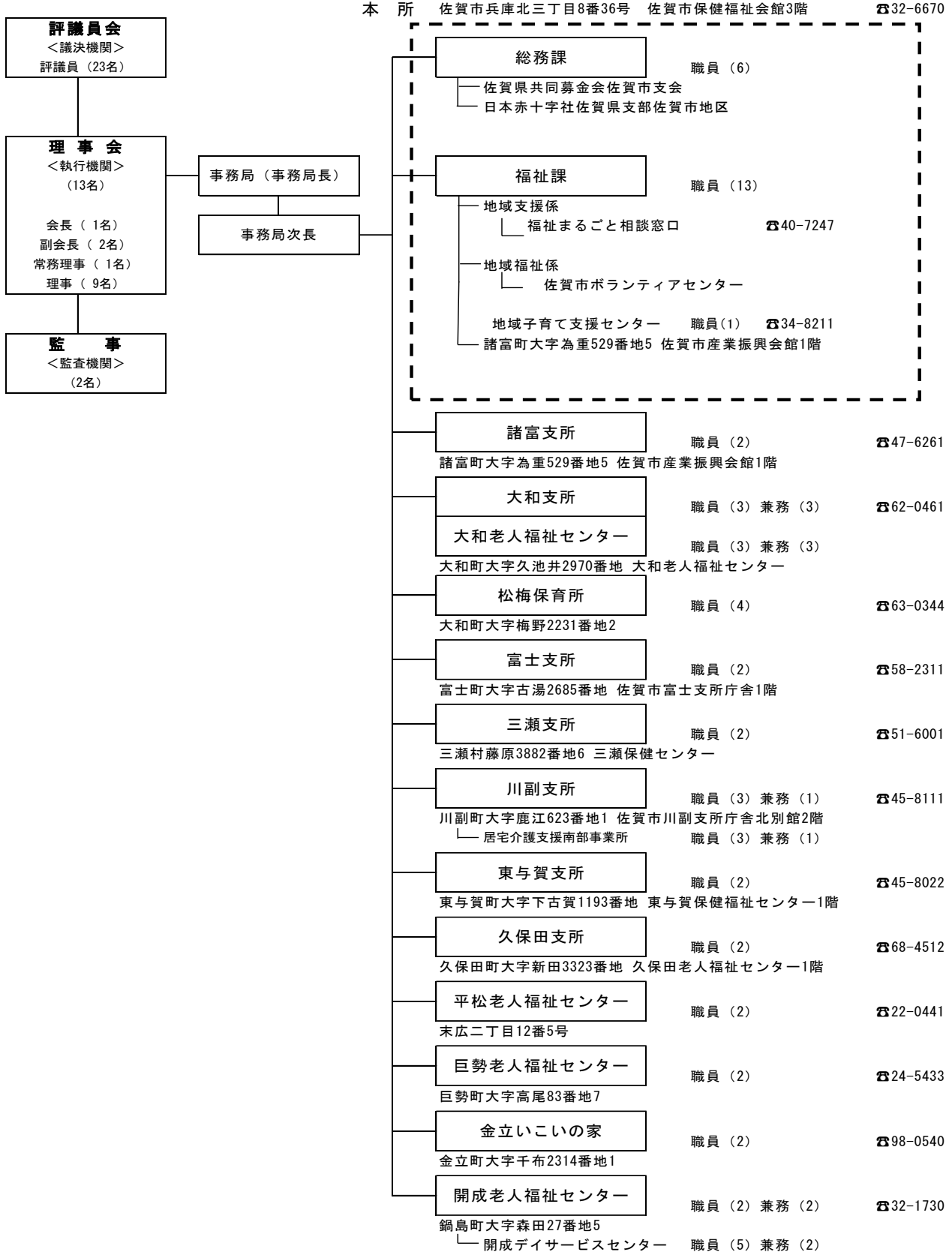
(4) 年度別 会員数・契約件数・金額（公共・民間別）一覧表

年度	会員数 (人)	男 (人)	就 業 実人員 (人)	就業率 (%)	契約 件数 (件)	公共事業 (件)	契約金額 (円)	公共事業 (円)	公共・民間 比 率 (%)
		女 (人)				民間事業 (件)		民間事業 (円)	
H27	876	578	665	75.9	6,422	285	284,391,835	93,236,101	32.8
		298				6,137		191,155,734	67.2
H28	846	553	665	78.6	6,607	274	291,838,849	96,556,004	33.1
		293				6,333		195,282,845	66.9
H29	880	574	654	74.3	6,310	302	301,226,929	106,444,556	35.3
		306				6,008		194,782,373	64.7
H30	907	595	679	74.9	5,911	351	314,690,648	123,161,975	39.1
		312				5,560		191,528,673	60.9
R1	924	615	675	73.1	5,763	332	303,453,498	121,688,446	40.1
		309				5,431		181,765,052	59.9

佐賀市社会福祉協議会

(1) 佐賀市社会福祉協議会組織図

令和2年4月1日現在



(2) 社会福祉事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
法人運営事業	法人運営事業	①将来的な展望に立った財政確保の方策として、社協会費制度の周知、拡大などを図るとともに、資金の効果的かつ効率的な運用に努め、財政基盤の強化を図る。	理事・評議員等
		②職員は社協の役割と使命を認識し、業務目標の達成に向けた業務遂行に努める。また、職員研修等を通じて広範な知識と専門性を養い、意識改革、資質の向上に努めると同時に、職場環境の整備、充実を図る。	
		③理事、評議員の各種事業への参画意識を高め、理事会・評議員会の活性化を図る。	
		④苦情解決システム管理要綱に基づき、利用者等からの苦情について適切な解決を図る。また、利用者等の権利を擁護するとともに、本会が実施する事業の質の向上及び運営の信頼性を高める。	
		⑤福祉バスの運行・実習生の受け入れ等 ・福祉バスの運行 ・実習生の受け入れ	本協議会の団体会員（市内の各種福祉関係団体等） 社会福祉士等を目指す学生等

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	企画・広報	①佐賀市社会福祉大会の開催	市内の福祉関係者
		②社協だより“愛・あい”並びに支所だよりの発行	市内全世帯及び事業所、支所管内の世帯
		③ホームページの運用	一般市民
	地域福祉活動計画策定事業	第3期計画(平成28年度～平成32年度)の進捗状況を確認するとともに、第4期計画(令和3年度～令和7年度)の策定を進めていく。	一般市民
	ボランティアセンター事業	ボランティア活動の担い手育成を重点に、各種講座・行事等を開催し、市民のボランティアに対する意識高揚と参加を促進するとともに、ボランティアのコーディネート機能を強化し、ボランティア(個人・グループ)の活動基盤を整備することで活性化に繋げる。	
		①センター運営事業 ・ボランティアセンター運営委員会の開催 ・ボランティアコーディネート機能の強化 ・各ボランティア連絡(推進)協議会及びボランティア団体との連携 ・ボランティア活動保険の活用促進 ・24時間テレビチャリティー募金	一般市民 ボランティア会員
		②助成事業 ・ボランティア活動(団体、協力校、連絡協議会等)の助成	ボランティア団体等
		③指導者派遣事業 ・福祉体験学習指導者派遣事業	企業・学校等
		④災害ボランティアセンター事業 災害発生時には速やかに災害ボランティアセンターを立ち上げ、被災者支援を行うボランティアがスムーズに活動できるような体制づくりを図る。 ・災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練の開催 ・災害ボランティアセンター運営スタッフ継続研修 ・被災地支援のため、災害ボランティアセンターへの職員派遣	運営スタッフ 職員 他

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	高齢者ふれあいサロン事業 (佐賀市委託)	高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるように、地域住民の協力のもと、地域の様々な施設（地区公民館、集会所等）を利用し、高齢者や地域住民が気軽に集い、お互いに交流を深め、生きがいづくりや健康づくりを推進し、高齢者が閉じこもりや寝たきりにならないよう、自立生活の助長を図ることで、介護予防に繋げる。	概ね 65 歳以上の閉じこもりがちな高齢者
	地域子育て支援センター事業	子育て中の親子が気軽に集うことができる広場を身近な地域に設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	未就学児及びその親・ボランティア
		①子育て親子への交流の場の提供と交流の促進 ②子育て等に関する相談、援助の実施 ③地域の子育て関連情報の提供 ④子育て及び子育て支援に関する講習等 ⑤サークル支援の実施 ⑥家庭訪問型子育て支援「ホームスタート」事業 ⑦地域の子育て力を高める取組みの実施 ⑧出張ひろば ⑨乳幼児一時預かり事業	
	多機関協働による相談支援包括化推進事業 (佐賀市委託)	市役所福祉相談窓口相談支援包括化推進員を配置し、福祉ニーズの多様化・複合化を踏まえ、単独の相談機関等だけでは対応が困難で複雑かつ複合的な課題を抱えた人や世帯の相談に応じるとともに、分野を超えた相談支援機関等のネットワークを構築し、それらの関係機関による連携した支援につなげる。	一般市民
地域力強化推進事業 (佐賀市委託)	専任の地区担当（CSW:コミュニティソーシャルワーカー）が地域に積極的に出向き、地域住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援する。また、把握された課題を包括的に受け止め、相談、助言、情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐなどにより地域課題の解決を図る。	一般市民	

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
地域福祉活動事業	地域福祉活動推進事業	①各福祉団体助成 ②児童遊園地整備助成 ③民生委員・児童委員支援事業 ④校区社協活動支援事業 ⑤小地域ネットワーク推進事業 ⑥「助け合い・支え合い」の地域づくり推進事業 ⑦新たな居場所づくり（コミュニティカフェ）事業 ⑧福祉協力員等設置推進支援事業 ⑨高齢者生きがいづくり促進事業 ⑩小災害罹災世帯に対する見舞	一般市民 地域住民 民生委員児童委員 校区社協関係者 高齢者 児童 障がい児・者
共同募金配分金事業	歳末助け合い配分事業	前年度、運動期間中（12月1日から1ヶ月間）に集まった募金を元に、住民ニーズに応じた事業を展開する。	
		①歳末たすけあい地域交流助成事業 ②歳末地域交流事業 等	地域住民 高齢者
共同募金配分金事業	共同募金配分金事業	本会への配分金を基に、法人からの繰入金と併せて共同募金配分事業として事業を行う。	
		①校区社協活動費助成 ②在宅高齢者会食会助成事業 ③児童健全育成事業 ④地域・子育て・高齢者支援事業 ⑤自治公民館備品整備助成事業 ⑥福祉のまちづくり支援事業助成 ⑦小地域見守り体制支援事業 ⑧社協だより、支所だより発行	一般市民 高齢者 校区社協 子育て親子 福祉関係機関・団体 障がい児・者

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	対 象
福祉サービス利用支援事業	福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	「福祉サービス利用者の利益の保護」を図ることを目的に、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人達が安心して自立した地域生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行い支援する。	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分だが、本事業の契約内容について判断し得る能力を有していると認められる者
	法人後見事業	法人（成年）後見が必要と認められる人の後見人等になり、身上監護や財産管理などの生活全般を継続的かつ長期的に支援する。 また、法人後見事業のニーズに対応するために、体制の充実に向けた検討を行う。	一般市民
	移送サービス事業	既存の交通機関による移動が困難な車椅子利用の高齢者や身体障がい者を対象に、ボランティアの協力のもと、車椅子搬送仕様自動車を利用した移送サービスを提供する。（利用対象地域：三瀬村、富士町、大和町松梅地区）	常時、車椅子を利用される在宅の高齢者や身体障がい者
	松梅児童クラブ事業 （佐賀市委託）	就労等のため、放課後に保護者がいない家庭の児童に対し、遊びと生活の場を提供し、児童を犯罪から守るとともに健全育成を図る。	松梅地区：小学1～6年生
	流水浴機器管理運営事業 （佐賀市委託）	生涯を健康で過ごせる体づくりや生活習慣病の予防を目的に、温泉水を利用した三種類の流水浴機器を利用し健康の増進を図る	一般市民
	佐賀市産業振興会館管理事業 （佐賀市委託）	地場産業の振興と市民の福祉等の向上を図るため、産業振興会館の管理及び会議室等の貸し出しを行う。	一般市民

区分	事業名	事業の概要	
生活福祉 資金貸付 事業	生活福祉資金 貸付事業	金融機関からの借入れや公的貸付制度の利用が困難な所得の少ない世帯、障がい者や介護を要する高齢者の属する世帯に対し、必要な資金の貸付けの相談はもとより、生活の安定を図ることを目的に、関係機関への連絡、調整をして相談援助を行う	低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯、失業中の世帯等
	福祉資金（小口）貸付事業	低所得世帯の自立更生のため、他からの資金貸付が困難かつ緊急の場合に貸し付けを行う	低所得者世帯

(3) 施設経営事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
老人福祉セ ンター等運 営事業		高齢者が地域で安心して、心豊かに楽しく過ごせる場所を提供するため、市内5箇所（平松、巨勢、金立、開成、大和）の老人福祉センター等を運営する。各センターでは教養講座（高齢者大学等）、クラブ活動や行事などを行い、生きがいの充足、また積極的な「仲間づくり」を進め、さらには各センターにおいて健康相談を実施し、健康で明るい生活を営んでもらうための事業の推進に努める。	
	老人福祉センタ ー事業	(1) いきがい館平松（平松老人福祉センター） ①平松老人福祉センター事業 ②佐賀市平松清風大学 (2) いきがい館巨勢（巨勢老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①巨勢老人福祉センター事業 ②巨勢シルバーカレッジ (3) いきがい館開成（開成老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①開成老人福祉センター事業 (4) いきがい館大和（大和老人福祉センター） ※佐賀市委託 ①大和老人福祉センター事業 ②大和いきがい文化講座	①は60歳以上の方 ②は市内在住の60歳以上で学習意欲のある方
	金立いこいの 家事業 (佐賀市委託)	(1) いきがい館金立（金立いこいの家） ①金立いこいの家事業 ②金立いこいの家文化講座	

(4) 介護保険等事業拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業（南部）	介護保険法により介護認定を受けた方が、居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関と連携し地域の資源の活用も含めた居宅サービス計画書の作成、介護保険の相談業務、認定調査を行う	介護保険（要介護・要支援）認定者
通所介護事業	開成デイサービスセンター事業	要支援及び要介護認定を受けた高齢者が、居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・食事・レクリエーション等のサービスを提供する	介護保険の要支援・要介護者

(5) 認可外保育施設運営拠点区分

区分	事業名	事業の概要	対象
松梅保育所運営事業	松梅保育所運営事業（佐賀市委託）	保育所保育指針を軸に幼児期の発達を踏まえた就学前の学びを与え、安心感をもって意欲的に学ぶ子どもの育成と併せて子育て家族の支援を行う。また、松梅校区や地域住民との交流を通して連携し、子どもの健やかな成長を支援する。	1～5歳児、就学前の幼児

(6) その他の事業

区分	事業名	事業の概要	対象
共同募金・歳末たすけあい募金運動への協力		公的な福祉サービスでは支えられない分野の支援を行うため、佐賀県共同募金会佐賀市支会として募金活動を展開する。	
	赤い羽根募金	10月1日から12月31日までの3ヶ月間、各種団体などの協力を得て実施する。戸別、街頭、法人、資材、学校、イベント、職域等の各種募金を行う。	市内全世帯、自治会、学校、ボランティア、関係機関、企業、民生児童委員等

区 分	事 業 名	事 業 の 概 要	
共同募 金・歳末 たすけあ い募金運 動への協 力	歳末たすけあ い募金	12月1日から12月31日までの1ヶ月間、各種団体な どの協力を得て実施する。戸別、職域等の各種募金を 行う。	市内全世 帯、自治 会、関係 機関、関 係団体、 学校等
	災害義援金の 募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付 を行い、集まった義援金は佐賀県共同募金会に全額送 金し、同会を通じて被災地へ送金する。	一般市民
	小災害罹災世 帯に対する見 舞	火事等により、罹災者が物的・精神的な援護が必要な 状況において、自力更生の一時的な援助を図るため見 舞金を支給する	罹災世帯
日本赤十 字社事業 の推進 (日本赤 十字社佐 賀県支部 佐賀市地 区)	社資・寄付金 募集	国際救護活動や災害救護活動等の人道的使命に基づ き、国内外で事業を実施している日本赤十字社の佐賀 市地区として、赤十字事業の普及と事業推進に必要な 資金の確保に努める。	自 治 会 (市内全 世帯)
	各種講習会	佐賀県支部が開催する各種講習会を積極的に推進する とともに、市内で行われる蘇生法などの講習に講師又 は指導員の派遣調整を行う。 ・赤十字救急法講習会 ・講習への講師(指導員)派遣調整	一般市民
	防災・減災活 動等への取り 組みに対する 助成	校区自治会及び自主防災組織等が、防災・減災意識の 高揚を目的に実施する防災・減災活動及び研修会、講 習会等に対して助成金を交付する。	校 区 自 治 会 自 主 防 災 組 織
	災害義援金の 募集・受付	各地で発生した災害などに対し義援金の募集及び受付 を行い、集まった義援金は日本赤十字社佐賀県支部に 全額送金し、同会を通じて被災地へ送金する	一般市民
	火事等の罹災 世帯への援助	被災者に対し、物的・精神的な援護を図るため見舞金 や毛布、日用品等の物資を支給する	罹災世帯